

空き店舗活用促進事業補助金よくある質問と回答（Q&A）

質問（Q）	回答（A）
空き店舗は自分で探すのか。	空き店舗はご自身で探してください。
空き店舗となったばかりの物件は対象となるか。	対象外です。空き店舗となってからおおむね3ヶ月を経過し、通りに面した部分の物件が対象となります。
商店街の範囲がどこまでかわからない。	開業予定の店舗住所を商業課までお問合せください。
大型商業施設のテナントは対象か。	対象外となります。
同一商店街内で店舗を移転する場合は対象となるか。	対象外となります。
先日開業したが申請できるか。	改装工事着手日の前日までに事前届の提出がなければ申請できません。
新規創業するが金融機関からの借入が必要か。	金融機関からの事業資金の借入が必要です。
飲食店の冷蔵庫の経費は対象か。	店舗の付帯設備としない冷蔵庫などの備品、消耗品等の購入経費は対象外となります。
週3回の営業を考えているが対象か。	週5日以上かつ一日6時間以上の営業が必要です。
会社の事務所は対象か。	対象となりません。本補助金の対象業種は別表1（業種分類表）に記載されています。
個人事業主だが開業届は必要か。	申請時に開業届の写しが必要です。